

2023 年 6 月 23 日

株式会社武蔵野銀行
取締役頭取 長堀 和正

関東財務局による行政処分について

2023 年 6 月 9 日、証券取引等監視委員会から、当行を検査した結果に基づき、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、行政処分を行うよう勧告が行われておりました。

本日、当行は、金融商品取引法第 51 条の 2 の規定に基づき、関東財務局より仕組債の勧誘販売に係る金融商品仲介業務に関し、投資者保護上の問題が認められる状況に係る下記の内容の行政処分（業務改善命令）を受けました。

お取引をいただいているお客さまをはじめ、関係する皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、あらためて心よりお詫び申し上げます。

今後、当行は業務改善命令に基づき、業容に応じた業務運営態勢の構築や内部管理態勢の強化などを含む業務改善計画を関東財務局に提出する予定です。

当行といたしましては、この度の事態を厳粛に受け止め、業務改善計画・再発防止策の策定・実行に取り組み、お客さまをはじめ関係する皆さまの信頼の回復に努めてまいります。

記

【関東財務局による行政処分の内容】

○業務改善命令

- (1) 本件に係る根本的な原因の分析に基づき、再発防止に向けて、以下の点を含む実効性のある業務改善計画を速やかに策定し、着実に実施すること。
 - ① 業容に応じた業務運営態勢の構築、並びに、経営管理態勢及び内部管理態勢の強化
 - ② 法令等の遵守及び適正かつ健全な業務運営を前提とした銀証連携ビジネスモデルの構築
 - ③ 今回の処分を踏まえた本件に係る経営陣を含む責任の所在の明確化
 - ④ ちばぎん証券と連携し、本件行政処分の内容についての顧客に対する適切な説明
- (2) 上記の対応・実施状況について、令和 5 年 7 月 24 日（月）までに書面で報告するとともに、その後の進捗状況を四半期末経過後（初回を令和 5 年 9 月末基準とする。）15 日以内を期限として当面の間、書面で報告すること。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
総合企画部 桑久保・中山
048-641-6111（代）